



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニッソー

NO.337 村上市仲間町 3 3 4
 村上民主商工会
 ☎75-5272 FAX62-7392

消費税・複数税率学習会のご案内

日時 10月1日(火)

◆昼の部 午後3時～
 ◆夜の部 午後7時～

会場 村上民商事務所



複数税率、インボイス、経理記帳などについて学習します。

消費税課税業者の方、帳面付けを知りたい方、キャッシュレス決済やポイント還元などの詳しい話を聞きたい方は、是非この機会にご参加ください。
 当日は質問も受け付けます。

※参加ご希望の方は民商へ連絡をお願いします。

第5回簿記教室のご案内

日時 10月9日(水) 午後3時～
 会場 村上民商事務所



婦人部員 仲間入り

先日、造園業のAさん30代は、村上民商婦人部へ快く入部しました。Aさんは、民商で開催している簿記教室に参加、毎回熱心に取り組んでいます。



スキルアップセミナー

「はじめての事業計画書作り」

日時 10月20日(日)

午後1時30分～午後4時30分

会場 ANAクラウンプラザホテル新潟

参加費 1,000円

講師 上品忍氏(中小企業診断士)

民商はみなさんの

「困った!」の力になります

商工新聞は毎週月曜発行で購読料は月500円。商売に役立つ情報が満載、毎週内容豊富な商工新聞を購読して下さる方をぜひ紹介下さい。



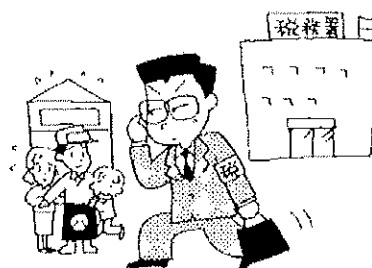
税務調査の連絡がきたら...

税務署から税務調査の連絡が入ったときは、事前通知を求め、文書で要求しましょう。事前通知がない突然の調査や、都合の悪い日の調査は、断ることができません。

事前通知すべき内容は11項目で確認します。一つでも欠けると、事前通知の不備で適正手続きが欠けた違法調査になります。また、税務署から税務調査の連絡が入った場合、すぐに民商へ連絡を。

事前通知の11項目

- ① 実施調査を行う旨
- ② 実施調査を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨ 調査担当職員の氏名および所属
- ⑩ ②と③は変更可能であること
- ⑪ ④から⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問調査などを行うことができること



税務署が税務調査を行う場合、事前に通知することが原則となっています。あわてず落ち着いて対応しましょう。

10月の無料法律相談

日時 10月16日(水)

午前10時30分から

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 10月11日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。